

「特定有害廃棄物等」
(バーゼル法の規制対象貨物) の
輸出に関する手引き

2018年8月

経済産業省

環境省

目次

I. バーゼル法の制度・規制対象物	1
II. 規制対象物該当判断に係る事前相談	4
III. 輸出に関する手続きの概要	5
IV. 外為法の輸出承認	6
参考 4-1 輸出承認申請書（様式及び記入例）	14
参考 4-2 輸出承認申請理由書（様式及び記入例）	18
参考 4-3 運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図	20
参考 4-4 別紙様式（通告書）に示す書類（様式及）	21
参考 4-5 通告書作成のための説明書	29
参考 4-6 特別有効期間設定依頼書	34
参考 4-7 OECD 加盟国向けであって予定移動期間が 3 年以内の場合における、OECD 理事会 決定における「事前の同意が与えられている回収施設」の確認証	35
参考 4-8 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物 処理法の輸出許可を得る旨の確認証（逆有償になる可能性がある取引の場合に限 る）	36
参考 4-9 再輸入等に要する費用に係る見積書（様式）	37
参考 4-10 再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類（様式）	38
参考 4-11 香港向けのモニターの輸出であって、香港当局から必要な許可等を受けている旨 の誓約確認証（様式）	39
V. 通告内容の変更に係る手続き	41
参考 5-1 及び 5-2 通告内容の変更連絡	45
参考 5-3 通告内容の変更連絡（報告）	47
VI. 輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知	49
参考 6-1 輸出移動書類交付申請書（様式）	50
参考 6-2 輸出移動書類作成のための説明書	55
参考 6-3 一覧様式	58
VII. その他各種手続き	59
参考 7-1 輸出移動書類にかかる届出書（様式及び記入例）	60
参考 7-2 輸出移動書類の汚損/紛失に関する届出書（様式）	62
参考 7-3 輸出移動書類の再交付に関する申請書（様式）	63
参考 7-4 輸出移動書類の回復に関する届出書（様式）	64

VIII. お問い合わせ先	65
◆. 手続関連法規	71
◎バーゼル法該当貨物の輸出承認申請手続き等について<台湾編>	85

今後、手引きの最新版については下記 URL に掲載いたしますので、こちらをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html

(検索エンジンで「経済産業省 バーゼル」と検索してください。)

I. バーゼル法の制度・規制対象物

はじめに

有害物質を含む循環資源の輸出入に関するルールとして、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）と、その国内法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）があります。特定有害廃棄物等の輸出入を行う者は、これらの関係法令を遵守しなければなりません。

1970年代、欧米諸国を中心として先進国由来の廃棄物が開発途上国に放置されて環境汚染が生じるという問題がしばしば発生しました。このような問題に対処するため、国連環境計画（UNEP）と経済協力開発機構（OECD）において国際的な枠組みが検討され、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約；1992年）と「回収作業が行われる廃棄物の越境移動の規制に関するOECD理事会決定」（OECD理事会決定；1992年）が採択されました。バーゼル条約とOECD理事会決定を履行するため、我が国は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を整備し、これら2法と「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づいて、廃棄物等の輸出入を規制しています。

なお、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の双方について、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図るため、平成29年6月にバーゼル法が25年ぶりに改正されました。これに伴い、政省令、告示等の各種規定が大幅に改正され、平成30年10月1日から施行されます。

国内法制度

バーゼル法に規定する再生資源などの「特定有害廃棄物等」を輸出入する場合には、当該貨物を輸出入する者は、関税法の手続きに加え、以下の手続きが必要です。

- ・「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得
- ・上記承認に際しての環境大臣の確認手続等（相手国への事前通知を含む）
- ・輸出入者、運搬者、処分者による移動書類の携帯
- ・不適正処理が行われた場合の回収・適正処分 等

本手引きでは、特定有害廃棄物等の輸出手続きについて、概要を「Ⅲ. 輸出に関する手続きの概要」で、手続きの各段階での具体的な必要書類等を「Ⅳ. 外為法の輸出承認」以降で説明します。特定有害廃棄物等の輸出をお考えの方は、本手引の内容を十分に御理解の上、バーゼル法と外為法に基づき適正な輸出を行ってください。なお、本手引は平成30年10月1日から適用される手続きを記載しています。それ以前の手続きについては、従前の手引をご参照ください。（従

前の手引きはインターネット上で確認できます：

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/pdf/1.pdf

バーゼル法の規制対象物

バーゼル法では、規制対象である特定有害廃棄物等を次のように定めています。

- 一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）（*1）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。）
 - イ 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令（*2）で定めるもの
 - ロ 条約附属書ⅠⅠに掲げる物
 - ハ 政令で定めるところにより、条約第三条 1 又は 2 の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物
 - ニ 条約第三条 3 の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの
 - ホ 条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条 1 に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令（*2）で定めるもの
- 二 条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの

*1:具体的にはOECD理事会決定を指します

*2:平成30年6月18日環境省令第12号「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」

ただし、船舶の航行に伴い生ずる廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染された物は除かれます。

特定有害廃棄物等に該当する例としては、使用済み鉛蓄電池、有害金属を含有している汚泥、医療廃棄物等が挙げられます（再生資源として有価で販売される場合を含む。）。なお、輸出においては、OECD 加盟国向けの場合と OECD 非加盟国向けの場合で異なりますので、ご注意ください。

条約附属書Ⅳ（最終処分目的、リサイクル目的）に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物

■最終処分作業		■リサイクル作業 ⁶⁾	
D1 地中又は地上への投棄	D7 海洋投入	R1 燃料、エネルギー回収	R8 触媒の成分回収
D2 土壌処理	D8 生物学的処理	R2 溶剤の回収、再生	R9 廃油の精製再生
D3 地中深部への注入	D9 物理化学的処理	R3 有機物の再生、回収	R10 土壌改良
D4 表面貯留	D10 陸上焼却	R4 金属の再生、回収	R11 R1～R10の残渣利用
D5 特別に設計された 処分場における埋立	D11 洋上焼却	R5 無機物の再生、回収	R12 R1～R11のための交換
D6 海域以外の水域へ投入	D12 永久保管	R6 酸、塩基の再生	R13 R1～R12のための集積
	D13 D1～D12のための調合、混合	R7 汚染除去のために使用 した成分の回収	
	D14 D1～D13のための梱包		
	D15 D1～D14のための保管		

図1 バゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）の考え方

※詳細は下記参照

- ・バゼル条約（和文）

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/conv_j.pdf

- ・OECD 理事会決定（仮訳）

http://www.env.go.jp/recycle/yugai/law/oecd_j.pdf

- ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令」（平成30年6月18日環境省令第12号）

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/kankyousyourei.pdf

なお、国内で廃棄物とされるものについて輸出入を行う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の規制が適用されます。貨物によっては、バゼル法・廃棄物処理法の両方が適用となる場合もありますので、ご注意ください（図2参照）。

※廃棄物処理法については、環境省までお問い合わせください。

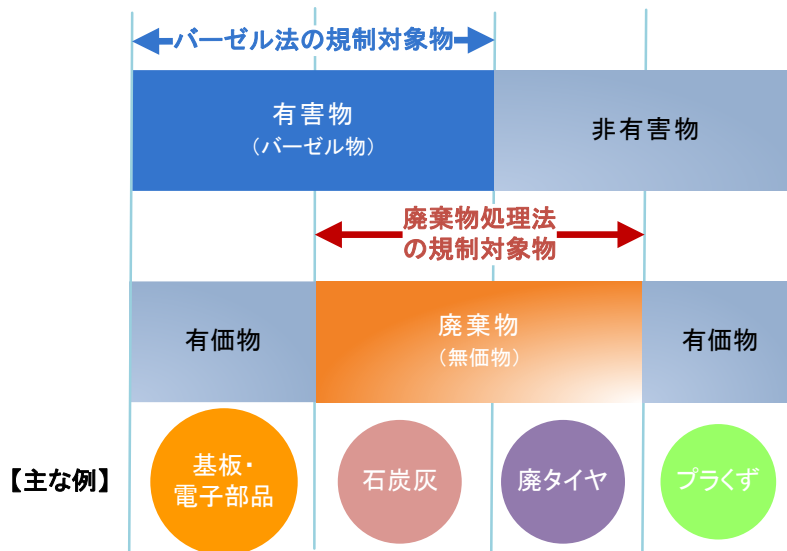


図2 バゼル法と廃棄物処理法の規制対象の考え方

Ⅱ. 規制対象物該当判断に係る事前相談

事前相談制度

経済産業省と環境省では、輸出しようと考えている貨物が、

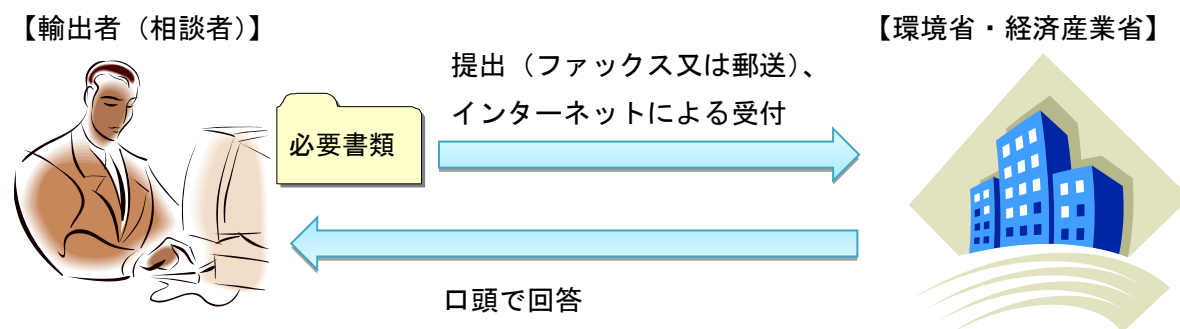
[1] バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

[2] 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

について、事前相談を受け付けています（経済産業省については、[1]のみ）。事前相談制度は行政サービスの一環であり、強制するものではありませんが、上記の[1] [2]について不明な点がある場合は、本制度をご活用ください。

利用方法

事前相談を受けることを希望する場合は、事前相談書に必要事項を記載のうえ、その他の資料とともに事前相談窓口へ送付するか、又はインターネットにより申請してください。（Ⅷ. お問い合わせ先」参照）



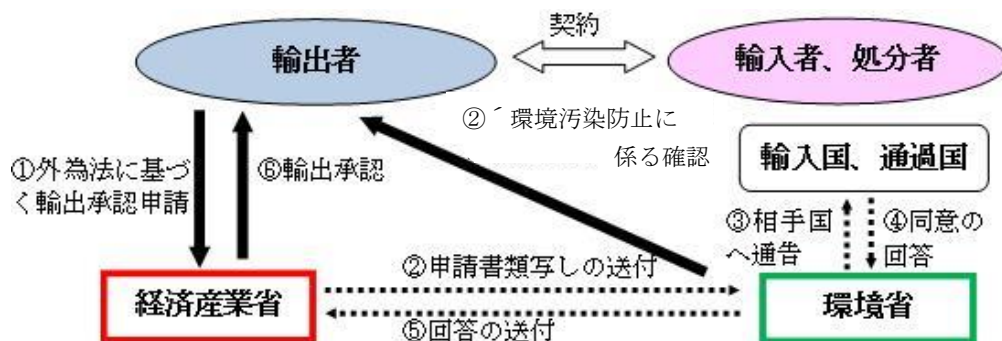
利用時の留意点

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法の規制対象に該当するか否か、及び廃棄物処理法の規制対象に該当するか否かについての助言を行うものですが、輸出を行う際の関連法規遵守の義務を緩和するものではありません。また、現実に輸出される貨物そのものについて、廃棄物処理法、バーゼル法等関係法規の適合を証明するものでもありません。 予めご承知おきください。

Ⅲ. 輸出に関する手続きの概要

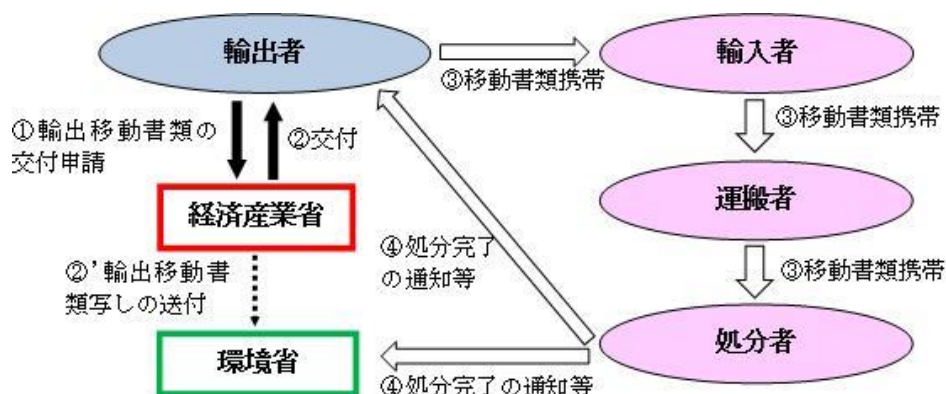
外為法の輸出承認

- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）で規制される貨物（特定有害廃棄物等）を輸出する者は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。輸出承認を受けるためには、外為法の輸出承認基準に適合（相手国（輸入国・通過国）からの書面による同意を含む）する必要があります。
- ・ 承認に係る手続きの流れは下図のとおりです。輸出者が輸出承認申請を経済産業省に行い（①）、経済産業省は申請書類の写しを環境省に送付します（②）。申請書類の内容に基づき、環境省がバーゼル法に基づき相手国に対して移動計画の通告を行い相手国の書面による同意を求めるとともに、輸出先国における環境汚染防止措置の確認を行います。（OECD 加盟国向けのリサイクル目的の輸出（鉛蓄電池を除く）を除く）（③）。環境省は、同意回答を受領（④）の後、同意回答及び環境汚染防止措置の確認結果を経済産業省に送付し（⑤）、経済産業省は輸出承認（⑥）を行います。



輸出移動書類交付申請及びその携帯、処分完了の通知

- ・ バーゼル条約は、規制対象物の移動に当たり、移動書類を携帯することを義務付けています。輸出者は、バーゼル法に基づき貨物を実際に輸出しようとするときは、輸出承認を受けた後、輸出移動書類の交付を申請し、経済産業大臣より輸出移動書類の交付を受ける必要があります（①、②）。また、当該移動書類は輸出先国の当該貨物の処分が行われる施設まで携帯されなければなりません（③）。
- ・ 交付された輸出移動書類の写しは、バーゼル法に基づき環境大臣に送付されます（②'）。
- ・ 移動回数が複数回にわたるものとして輸出承認を受けた場合、輸出承認後に交付される輸出移動書類は第1回目の移動に関するものであり、第2回目以降の移動の際には、移動ごとに交付申請を行い、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。
- ・ 輸出者は、輸入国内で特定有害廃棄物等が輸出移動書類の記載内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めなければなりません。輸出者は、処分者に対し、輸出者及び我が国環境省に特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を送付（④）するよう促してください。



IV. 外為法の輸出承認

バーゼル法が規制する貨物（特定有害廃棄物等）を輸出する者は、バーゼル法第4条第1項の規定に従い、外為法第48条第3項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。また、当該輸出承認の前に、環境省が相手国（輸入国及び通過国）に申請内容に基づき輸出に係る移動計画の事前通告を行い、相手国が当該貨物の輸入に係る同意を書面により示し、同書面を環境省が受領することが必要です。申請に必要な書類、輸出承認の基準等は以下のとおりです。

また、輸出承認申請は、NACCS 貿易管理サブシステムを利用して電子申請でも行えます。
(http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html)

輸出承認の申請

輸出承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 輸出承認申請書（別表第1の2）[2通]（参考4-1の様式及び記入例参照。）

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- (a) OECD 加盟国向けであって条約附属書IVBに掲げる処分作業の目的（リサイクル目的）で輸出されるもの（鉛蓄電池（破碎されているか否かを問わない。）（以下「鉛蓄電池」という。）を除く。）の場合、
- (b) OECD 加盟国向けに条約附属書IVBに掲げる処分作業の目的（リサイクル目的）で輸出される鉛蓄電池の場合、
- (c) OECD の非加盟国（以下「OECD 非加盟国」という。）向け又はOECD 加盟国向けであって条約附属書IVAに掲げる処分作業の目的（最終処分目的）で輸出されるものの場合、
においてそれぞれ提出書類が異なる。

- ・ (a)の方は、下記①と②を参照
- ・ (b)の方は、下記①と③を参照
- ・ (c)の方は、下記①と④を参照

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1通（申請理由書様式によるもの）（参考4-2の様式及び記入例参照。）
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。）
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し（英語あるいは日本語または輸出国で理解可能な言語で記載されていること。日本語で書かれている場合には英語訳もしくは相手国で理解可能な言語の訳文を添付すること。） 1通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図 1通（参考4-3参照。）
- ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類（申請書） 2通
※輸出承認を受けた後、実際に貨物を輸出する前に交付申請を行うもの（49ページ；第VI章へ）。
- ト 別紙様式（通告書）に示す書類 1通（参考4-4の様式及び参考4-5の説明書を参照。）

※香港向けのモニターを輸出する場合は不要。

チ その他の必要と認められる書類 各1通

例えば、以下の書類が必要となる場合があります（これ以外の書類が必要となることもありますのでご協力ください。）。

- a) 特別有効期間設定依頼書（参考 4-6 参照。）
- b) 予定移動期間が1年を超える場合の資料（OECD 理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」向けの輸出に限る。）（参考 4-7 参照）
- c) 貨物に係る情報（概要、カラー写真、成分分析表等）
※使用済み鉛バッテリーのリサイクル目的での輸出のように、明らかに特定有害廃棄物等である場合は成分分析表の提出は不要です。原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。
- d) 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、FAX番号、E-mail アドレスが確認できる名刺等の写し
- e) 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨等の確認書
※市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合（参考 4-8 の記入例参照）

② OECD 加盟国向けであって条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注1）

- イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通
- ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3） 各1通
 - a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
 - b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類。（参考 4-9, 10 参照）

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1. 2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

（注1）上記②には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第II章D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を50ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

（注2）分析試験を行うもの場合は、上記ロの書類の提出を要しない。

（注3）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通

ロ 申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3）（参考4-9,10参照） 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4） 各1通

a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

c) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

d) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

f) 輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類

g) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

h) 輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図

i) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

j) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

k) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

l) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

- m) 鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
- n) その他条約的的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- o) その他必要と認められる書類

(注1) 上記③には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのものの場合、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
- d) 輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
- e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
- f) その他条約的的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④ 上記②又は③以外(OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであって上記②又は③以外のもの)の場合(注1)

イ 申請の理由に関する次の書類 各1通

- a) 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
- b) 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類(注2)(注3)(参考4-9,10参照) 各1通

- a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書(前年度のもの)
- b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用)(※)

- C_s : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）
- Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
- F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

ニ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4）（注5） 1通

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調査
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
- f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
- g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
- h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
- i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
- k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
- l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
- m) 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
- n) その他条約的確かかつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- o) その他必要と認められる書類

ホ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類 各1通

- a) 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
- b) 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

（注1）上記④には、OECD加盟国向けにあっては条約付属書ⅣAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約付属書ⅣA及びBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

（注2）分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
 - c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
 - d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
 - e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
 - f) その他条約的的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
 - g) その他必要と認められる書類
- (注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。
- (注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記二の書類の提出は不要とする。
- (注5) モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。(参考4-11参照)

輸出承認の基準

輸出承認の申請は、以下の基準に該当する場合に限り承認されます。

- (1) 条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池を除く。)のOECD加盟国向けの輸出承認(注1)

当該申請が上記「輸出承認の申請」に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記「輸出承認の申請」(3)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国から書面による同意を得ていること。
ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。
- ② 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決め(以下「輸出入等に係る契約等」という。)が存在すること。当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。
- ③ 次のいずれかに該当すること(分析試験を行うための輸出を除く。)
イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
- ④ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定的的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- (2) 条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池に限る。)のOECD加盟国向けの輸出

承認（注1）

当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 鉛蓄電池の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。

また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

- ③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）

イ 輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

- ④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

- ⑤ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- (3) 上記（1）又は（2）以外（OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであって上記（1）又は（2）以外のもの。）の輸出の承認（注2）

特定有害廃棄物等のOECD非加盟国向けの輸出又はOECD加盟国向けであって処分目的での輸出の承認は、当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記輸出承認の申請（3）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。

- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

- ④ 輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

- ⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場

合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときにはこの限りでない。

- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸出の相手国から確認を得ていること。
- ⑦ 輸出される特定有害廃棄物等が、分析試験を行うためのものでない場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
 - イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ 香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。
- ⑩ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

(注1) 上記(1)及び(2)には、条約附属書IVBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 上記(3)には、OECD加盟国向けにあっては条約附属書IVAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約附属書IVA又はBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

なお、上記輸出承認の申請に従って申請を行った場合であっても、日本(環境省)から相手国当局に輸出に係る事前通告を送付した後、相手国当局から環境省宛に、輸入又は通過の同意に必要だとして、各国の法令に照らして追加の資料提出や通告内容の修正等が求められる場合があります。この場合には、環境省又は経済産業省から相手国当局が求める対応の内容について輸出者に連絡されますので、必要な追加書類を環境省又は経済産業省に提出する又は輸出者の責任において相手国の要求に対応するようお願いいたします。

また、環境省から輸出の相手国等へ事前通告を送付しても、相手国当局の判断等により輸入等の同意回答が送付されない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

輸出承認の条件

輸出承認の申請が承認される場合は、次の条件が付されます。(輸出承認証の条件欄に記載されます。)

- 1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

輸出承認申請に必要な書類の様式と記入例

(参考 4-1) 輸出承認申請書 (様式及び記入例)

別表第一の二

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は _____ 税関長殿

申 請 者

記名押印
又は署名 _____

住 所 _____

※承認番号	_____
※有効期限	_____

申請年月日 _____

電話番号 _____

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 _____ 住 所 _____

(2) 荷受人 _____ 住 所 _____

(3) 仕向地 _____ 経 由 地 _____

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第2 貨物番号	単 位	数 量	価 額	
					単 価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 (及び第 号) } の規定により
 輸出貿易管理令第8条第2項

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

別表第一の二



根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は_____税関長殿
申 請 者

※承 認 番 号	
※有 効 期 限	

記名押印
又は署名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇 印 _____ 申請年月日 2 0XX年 XX 月 XX 日
住 所 東京都〇〇市〇〇町〇〇 _____ 電 話 番 号 0423-XX-XXXX _____

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買 主 名 〇〇〇〇 _____ 住 所 XXX, □□□□, 〇〇〇〇 _____
(2) 荷 受 人 買主と同じ _____ 住 所 買主と同じ _____

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令	単 位	数 量	価 額	
		別表第2 貨物番号			単 価	総 額
〇〇〇〇	なし	35-2(1)	M/T	X,XXX	US\$ XXXX	US\$ XXXXXXXX (CIF 〇〇〇〇)
				計 X,XXXM/T		計 US&XXXXXXXX

(ただし、数量及び総額が X %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 (及び第 号)
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

(参考 4-2) 輸出承認申請理由書 (様式及び記入例)

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称) 印
(住 所)
担当者 (所属部署名)
(氏 名)
(電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国
3. 買主名及びその住所
4. 最終需要者名及びその住所
5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名 (商品名、型及び等級)
 - ② 数量及び価格
6. 最終需要者の用途
7. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

注意点

- ①代表者の押印を忘れないこと。
- ②申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること（その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを記入すること）。

経済産業大臣 あて



申請者 株式会社〇〇〇〇
東京都〇〇市〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印
担当者 〇〇本部〇〇課
〇〇 〇〇
0423-XX-XXXX

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
〇〇〇〇国
2. バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国
OECD加盟国
3. 買主名及びその住所
買主名：〇〇〇〇
住所：XXX, □□□□, 〇〇〇〇
4. 最終需要者名及びその住所
買主と同じ
5. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名（商品名、型及び等級）
〇〇〇〇（型及び等級なし）
 - ② 数量及び価格
数量：X,XXX M/T 価格：総額 US\$ XXX,XXX（単価 XXXUS\$/MT）
6. 最終需要者の用途
精錬した後精製し、〇〇地金を製造する。
7. 輸出の理由及び経緯
〇〇〇〇国において必要とされる原材料として買主より引合いのあったもの。

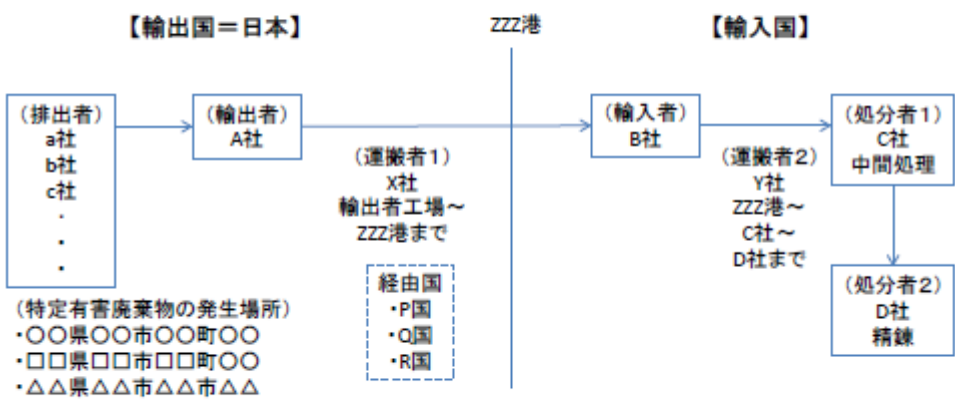
（注） 用紙の大きさは、A列4番とします。

(参考 4-3) 運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図

【特定有害廃棄物等の運搬に関する書類】
 イ 梱包の形態及び数量：
 ロ 運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細：貨物のフロー図参照
 ハ 特別な取扱いの指示：

サンプル

貨物のフロー図



【注意事項】

- 当該申請の関係者を遺漏無く記載する。
- 全ての項目において、通告書類の記載内容と必ず一致させる。
- 排出者が多数の場合は、「a社等」としてもよい。
- 同じ区間で起用する可能性のある運搬者が複数の場合は、それぞれ記載する。

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		3. Notification No: Notification concerning A.(i) Individual shipment: <input type="checkbox"/> (ii) Multiple shipments: <input type="checkbox"/> B.(i) Disposal (1): <input type="checkbox"/> (ii) Recovery: <input type="checkbox"/> C. Pre-consented recovery facility (2;3) Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>													
2. Importer - consignee Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:		4. Total intended number of shipments: 5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m³: (4): 6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date Last date: 7. Packaging type(s) (5): Special handling requirements (6): Yes: <input type="checkbox"/> No:													
8. Intended carrier(s) Registration No: Name(7): Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): Technology employed (6): Reason for export (1;6):													
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6) Process of generation (6)		12. Designation and composition of the waste (6): 13. Physical characteristics (5):													
10. Disposal facility (2): <input type="checkbox"/> or recovery facility (2): <input type="checkbox"/> Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: (viii) H-code* (5): (ix) UN class (5): (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*:													
15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">State of export - dispatch</th> <th style="width:33%;">State(s) of transit (entry and exit)(6)</th> <th style="width:33%;">State of import - destination</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) JAPAN</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(c)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination	(a) JAPAN			(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			(c)		
State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination													
(a) JAPAN															
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT															
(c)															
16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community): Entry: Exit: Export:															
17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (1) declaration: I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.															
Exporter's - notifier's name: Date: Signature: _____ (Printed name) ()			18. Number of annexes attached												
Generator's - producer's name: Date: Signature: _____ (Printed name) ()															
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)															

19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1) : Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority: Stamp and/or signature:	20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: <input type="checkbox"/> If Yes, see block 21 (6): <input type="checkbox"/> Name of competent authority: Stamp and/or signature:
21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting	

(1) Required by the Basel Convention

(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilities when required

(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies

(4) Attach detailed list if multiple shipments

(5) See list of abbreviations and codes on the next page

(6) Attach details if necessary

(7) Attach list if more than one

(8) If required by national legislation

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)			
D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)		
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)		
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)		
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)		
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)		
D6	Release into a water body except seas/oceans		
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion		
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list		
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)		
D10	Incineration on land		
D11	Incineration at sea		
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)		
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list		
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list		
D15	Storage pending any of the operations in this list		
RECOVERY OPERATIONS (block 11)			
R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)		
R2	Solvent reclamation/regeneration		
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents		
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds		
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials		
R6	Regeneration of acids or bases		
R7	Recovery of components used for pollution abatement		
R8	Recovery of components from catalysts		
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil		
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement		
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10		
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11		
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list.		
PACKAGING TYPES (block 7)		H-CODE AND UN CLASS (block 14)	
1.	Drum		
2.	Wooden barrel		
3.	Jerrican		
4.	Box	1	H1 Explosive
5.	Bag	3	H3 Flammable liquids
6.	Composite packaging	4.1	H4.1 Flammable solids
7.	Pressure receptacle	4.2	H4.2 Substances or wastes liable to spontaneous combustion
8.	Bulk	4.3	H4.3 Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
9.	Other (specify)		
MEANS OF TRANSPORT (block 8)		5.1	H5.1 Oxidizing
R = Road		5.2	H5.2 Organic peroxides
T = Train/rail		6.1	H6.1 Poisonous (acute)
S = Sea		6.2	H6.2 Infectious substances
A = Air		8	H8 Corrosives
W = Inland waterways		9	H10 Liberation of toxic gases in contact with air or water
		9	H11 Toxic (delayed or chronic)
		9	H12 Ecotoxic
		9	H13 Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above
PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)			
1.	Powdery/powder		
2.	Solid		
3.	Viscous/paste		
4.	Sludgy		
5.	Liquid		
6.	Gaseous		
7.	Other (specify)		

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.

輸出者名： 日付： 署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）： 発生者名： 日付： 署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：	18. 添付資料の数
権限のある当局使用欄 （以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可）	
19. 輸入国／通過国 (1) の権限のある関連当局による受領確認： 国： 通告受領日： 受領確認送付日： 権限のある当局の名称： 押印及び／又は署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：	20. 移動に対し権限のある当局（国）が回答した書面による同意 (1; 8)： 同意日： 同意発効日： 失効日： 特定条件：なし： <input type="checkbox"/> ありの場合第 21 欄を参照 (6)： <input type="checkbox"/> 権限のある当局の名称： 押印及び／又は署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：
21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由	

- (1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
- (2) R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業の場合、R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1-R11 又は D1-D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
- (3) OECD 域内の移動及び第 3 欄の B(ii) に該当する場合のみ、記入すること。
- (4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
- (5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
- (6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
- (7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
- (8) 関係国の法令により必要とされている場合。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉞坑において保管すること）
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

1. ドラム缶
2. 木樽
3. ジェリー缶
4. 箱
5. 袋
6. 混合こん包
7. 圧縮容器
8. ばら積み

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合 分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又

9. その他（明細を記入すること）			は廃棄物 前ページからの続き
運搬手段（第 8 欄） R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.1	H5.1	酸化性
	5.2	H5.2	有機過酸化物
	6.1	H6.1	毒性（急性）
	6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
	8	H8	腐食性
	9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
	9	H11	毒性（遅発性又は慢性）
物理的特性（第 13 欄） 1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘着性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）	9	H12	生態毒性
	9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約



別紙様式（通告書）に示す書類（記入例）

(別紙様式)

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No: Name: XXXXSHOJI CO., LTD Address: X-X-X, XXXX XX-SHI, TOKYO, JAPAN Contact person: XXXX XXXX Tel: 81-42-XXX-XXXX Fax: 81-42-XXX-XXXX E-mail: XXXX@XXXX.co.jp		3. Notification No: Notification concerning A.(i) Individual shipment: <input type="checkbox"/> (ii) Multiple shipments: <input checked="" type="checkbox"/> B.(i) Disposal (1): <input type="checkbox"/> (ii) Recovery: <input checked="" type="checkbox"/> C. Pre-consented recovery facility (2,3) Yes <input type="checkbox"/> No <input checked="" type="checkbox"/>													
2. Importer - consignee Registration No: Name: XXXX Address: XXXX, XXXX, XXXX, XXXX Contact person: XXXX XXXX Tel: 32-XXX-XXXX Fax: 32-XXX-XXXX E-mail: XXXX@XXXX.com		4. Total intended number of shipments: XX 5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m³: (4): X,XXX 6. Intended period of time for shipment(s) (4): Start date 1/12/2018 Last date: 30/11/2019 7. Packaging type(s) (5): 1, 5 Special handling requirements (6): Yes: <input type="checkbox"/> No: <input checked="" type="checkbox"/>													
8. Intended carrier(s) Registration No: Name(7): Address: SEE ATTACHED LIST NO. 1 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5): R-S-R		11. Disposal / recovery operation(s) (2) D-code / R-code (5): R4 Technology employed (6): REFINERY Reason for export (1;6): RECOVERY													
9. Waste generator(s) - producer(s) (7) Registration No: Name: Address: SAME AS BLOCK 1 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6), SAME AS ABOVE Process of generation (6) REFINE		12. Designation and composition of the waste (6): XXXX													
10. Disposal facility (2): <input type="checkbox"/> or recovery facility (2): <input checked="" type="checkbox"/> Registration No: Name: Address: SAME AS BLOCK 2 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		13. Physical characteristics (5): X 14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state) (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: AXXXX (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: 100811 (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: YXX (viii) H-code* (5): HXX (ix) UN class (5): X (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*: XXXX.XX													
15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">State of export - dispatch</th> <th style="width:33%;">State(s) of transit (entry and exit)(6)</th> <th style="width:33%;">State of import - destination</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) JAPAN</td> <td>XX, XX, XX</td> <td>XX</td> </tr> <tr> <td>(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">SEE ATTACHED LIST NO 2</td> </tr> <tr> <td>(c) ANY PORT IN JAPAN</td> <td>XX, XX</td> <td>XX</td> </tr> </tbody> </table>				State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination	(a) JAPAN	XX, XX, XX	XX	(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT	SEE ATTACHED LIST NO 2		(c) ANY PORT IN JAPAN	XX, XX	XX
State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination													
(a) JAPAN	XX, XX, XX	XX													
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT	SEE ATTACHED LIST NO 2														
(c) ANY PORT IN JAPAN	XX, XX	XX													
16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community): Entry: Exit: Export:															
17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (1) declaration: I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.															
Exporter's - notifier's name: XXXX XXXX Date: 01/10/2018 Generator's - producer's name: XXXX XXXX Date: 01/10/2018		Signature: サイン (Printed name) (XXXX XXXX) Signature: サイン (Printed name) (XXXX XXXX)													
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES (Optionally, other forms are also acceptable)															
19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1): Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority: Stamp and/or signature:		20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country): Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: <input type="checkbox"/> If Yes, see block 21 (6): <input type="checkbox"/> Name of competent authority: Stamp and/or signature:													
21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting															

(1) Required by the Basel Convention

(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facility/ies when required

(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies

(4) Attach detailed list if multiple shipments

(5) See list of abbreviations and codes on the next page

(6) Attach details if necessary

(7) Attach list if more than one

(8) If required by national legislation

(参考 4-5) 通告書作成のための説明書

<記入上の注意点>

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2018年10月1日は01.10.18（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」）。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第18欄は、輸出者が記入すること（第3欄の通告番号を除く）。可能な場合は、特定有害廃棄物等の発生者が第17欄にも署名すること。

欄中の脚注番号(1)～(8)については、欄外の脚注を参照すること。

<記載要領>

第1欄及び第2欄：輸出者及び輸入者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。これら情報は、特定有害廃棄物等の移動中に、必要に応じて、容易に連絡が取れるようにするため記載を求めるものである。

第3欄：次のいずれかを表示するために、該当する枠内にチェックを入れること。なお、通告番号は、経済産業省において記入するので空欄にしておくこと。

(A) (i)通告が1回の移動を対象としているか、又は(ii)複数回の移動を対象としているか(包括的通告)。

(B) 運搬する特定有害廃棄物等が(i)処分を目的としているか(OECD加盟国向けの場合は対象外)、又は(ii)回収を目的としているか。

(C) 運搬する特定有害廃棄物等の目的地が、OECD理事会決定(※)における「黄級規制手続」のケース2に従い、黄級規制手続が適用される特定の特定有害廃棄物等を受け入れるために、事前の同意が与えられている施設(Pre-consented recovery facility)であるかどうか(輸入国により与えられる承認であり、該当するかどうかは輸入者に確認する)。

※環境省ホームページを参照：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html>

第4欄、第5欄及び第6欄：1回又は複数回の移動について、第4欄に予定移動回数を記入すること。第5欄には特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位での表記も可能であるが、これらを用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

複数回の移動の場合、総運搬量は第5欄で申告した量を超過してはならない。第6欄には、予定される移動の開始日及び完了日（複数回の移動の場合は最後の移動の完了日）を記入すること。予定移動期間は1年を超えることができない（OECD理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」向けの輸出にあつては、予定移動期間は3年を超えることができない）。なお、バーゼル条約では、判明している場合には、第5欄及び第6欄又は添付資料に個々の運搬の予定期間を記入する必要がある。

輸入国の権限のある当局が同意書を交付した場合において、同意書に記載された有効期限又は第20欄に記載された有効期間と第6欄で示された予定期間が異なる時は、権限のある当局の決定は第6欄の情報に優先する。

第7欄：こん包の形態は「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をする必要があるような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記入し、添付すること。

第8欄：特定有害廃棄物等の運搬者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。複数の運搬者が関わる場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段については、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された略語を用いて表示すること。

第9欄：特定有害廃棄物等の発生者についての情報を記入すること。輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である時は、「SAME AS BLOCK 1」（第1欄に同じ）と記入すること。複数の発生者が存在する場合は、「SEE ATTACHED LIST No.X（添付Xを参照）」等と書き、それぞれの発生者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。発生者が不明の場合は、当該特定有害廃棄物等を所有又は管理する者（輸出者等）の氏名又は名称を記入すること。また、特定有害廃棄物等が発生された過程及び発生された場所についての情報も記入すること。

第10欄：特定有害廃棄物等の行き先に関する情報として、該当する施設の種類（処分施設か回収施設か）を選択する。処分者又は回収者が輸入者でもある場合、ここに「SAME AS BLOCK 2」（第2欄に同じ）と記入すること。処分又は回収作業が（「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている作業の定義に従い）R12、R13又はD13-D15である場合、それに続く作業を行う可能性がある場合は、それについても同様の情報を別紙に記入し添付すること。また、

処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所についての情報を記入すること。

第 11 欄：「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号 R 又は分類記号 D を用いて回収又は処分作業の種類を表示する。処分又は回収作業が R12、R13 又は D13-D15 である場合、それに続く作業についても、最初の作業と同様の情報を別紙に記入し添付すること。適用した技術及び理由についても記入すること（輸出承認申請理由書に記載する理由と同じ内容とすること）。ただし、OECD 加盟国向けの輸出の場合は、輸出の理由は記載不要とする。

第 12 欄：輸出する特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称（使用済み鉛蓄電池の場合はスクラップ・リサイクル業協会（ISRI）が定める鉛蓄電池のコードも併記）、及び主な組成物の名称について記入すること（関係国の国内法規で当該特定有害廃棄物等がもたらす特性や有害な成分の性質及び濃度が求められる場合があることに留意が必要）。必要な場合は別紙を添付し詳細情報を記入する。

第 13 欄：通常の温度及び気圧の下での特定有害廃棄物等の物理的な特性を「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。

第 14 欄：廃棄物を識別する分類記号を、該当する規制体系（(i)、(ii)）及びその他の認められている分類体系（(iii)～(xii)）に従い記入すること。*付きの(i)、(vii)、(viii)及び(xii)は必須記入項目。

(i)：バーゼル条約及び OECD 理事会決定の規制対象となる特定有害廃棄物等は、バーゼル条約附属書Ⅷ（A表）(※)の分類記号を用いること（OECD 理事会決定附属書 4 第 1 部を参照 (※)）。

(ii)：OECD 加盟国向け輸出であって、(i)に該当しない場合、OECD 理事会決定附属書 3 及び 4 の第 2 部 (※)に掲げる特定有害廃棄物等について、同理事会決定の分類記号を記入すること。

(iii)：欧州共同体の廃棄物一覧に掲げる分類記号（EU 向け輸出の場合のみ）

(iv)：「輸出国で使用される国内識別記号」は記入不要。

(v)：「輸入国で使用される国内識別記号」を把握している場合は記入すること。

(vi)：その他、廃棄物の識別を容易にする他の分類記号又は詳細情報をここに追加する。

(vii)：「規制する廃棄物の分類」（バーゼル条約附属書 I (※)）及び OECD 理事会決定附属書 1 (※)を参照）あるいは「特別の考慮を必要とする廃棄物の分類」（バーゼル条約附属書 II(※)を参照）に従い、適切な Y 番号を記入する（2つ以上ある場合は全て記入）。

(viii) : 特定有害廃棄物等が示す有害特性の分類記号（附属書Ⅲ「有害な特性の表」を参照）である H 番号を記入する（2 つ以上ある場合は全て記入）（「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照）。

(ix) : (viii)に対応する国際連合分類区分を記入する（「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照）。

(x 及び xi) : 国際連合番号及び国際連合品名を記入する（国際連合の危険物輸送に関する勧告、モデル規則（オレンジブック）の最新版を参照）。

(xii) : 輸出統計品目番号を記入する

輸出統計品目表（財務省ホームページ）：<http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

第 15 欄 : (a)行には、通過国名及び輸入国名を記入する。(b)行には、各国の権限のある当局の名称を記入し、(c)行には、港の名称又は国境検問所を記入する。バーゼル条約では、複数回の移動を行う包括的な通告の場合は、同一の税関を経由する場合に限られることから、本欄は必ず記入すること。

通過国については、(c)行に出入国地点の情報を記入するとともに、括弧書きで **transshipment**（積替え）、**call/stop**（寄港）、**pass**（運河などの通過）等、通過の形態についても記載すること。通過国が 3 ヶ国を超える場合は、必要な情報を別紙に記入し添付する。

第 16 欄 : 欧州連合加盟国の出入国又は通過についての記入欄（EU 向け輸出の場合のみ）。

第 17 欄 : 第 1 欄～第 16 欄に示した情報が正確であること、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される金銭的保証が現に有効であること又は将来発行することを証明するため、輸出者の氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記す（署名に関しては、括弧内にローマ字でも記載）とともに、関連する契約書等又は金銭的保証に係る書類を添付すること。

なお、バーゼル条約では、特定有害廃棄物等の発生者も申告書に署名することが求められている（OECD 加盟国向け輸出の場合には、この限りではない）。発生者が輸出者と同じである場合は、輸出者の署名のみでよい。複数の発生者がおり署名できない場合は、発生者と輸出者の間の合意事項が明らかであることを示すことにより（両者の間の契約書を添付する等）、発生者の署名は省略することができる。さらに、発生者が不明の場合は、特定有害廃棄物等を所有又は管理している者（輸出者等）が署名をすること。

なお、署名が企業等の代表者のものでない場合は、代表者に委任された者の署名である必要がある。

第 18 欄 : 添付書類の数を記入すること。添付資料が複数ある場合は、添付資料一覧を作成し、表紙として添付するとともに、各添付資料が通告書のどの欄に関するものかを明示する。

第 19 欄、第 20 欄及び第 21 欄：輸入国の権限のある当局のための記入欄（記入不要）。

(参考 4-6) 特別有効期間設定依頼書

(様式例)
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称) 印
(住 所)
担当者 (所属部署名)
(氏 名)
(電話番号)

特別有効期間設定申請書

当該貨物は、契約が包括的で移動回数も複数回にわたるため、相手国の同意期限までの特別有効期間の設定をお願い致します。

1. 仕向地：
2. 買主名：
3. 最終需要者名：
4. 貨物の概要（商品名、型及び等級）：
5. 数量：

(参考 4-7) OECD 加盟国向けであって予定移動期間が 3 年以内の場合における、OECD 理事会決定における「事前の同意が与えられている回収施設」の確認証

確認証

住所
会社名
役職
氏名 印

今回の申請における輸出先は、OECD のホームページにおいて、「Database of Transboundary Movement of Waste」における「Pre-consented Waste Details」に記載された回収施設 (Pre-Consented recovery facility) であること及び輸出対象の廃棄物が当該回収施設の対象廃棄物であることを確認いたしました。

記

Recovery facility code: ○○○○○○

Recovery facility name: ▲▲▲▲▲▲

Waste code and name: △△△△△△

※以下記載不要

(注) 上記内容は以下の手法で確認すること。

1. OECD のホームページにおける、「Database of Transboundary Movement of Waste」をダウンロードする (excel ファイル)
(URL) <http://www.oecd.org/env/waste/theoecdcontrolsystemforwasterecovery.htm>
2. ファイル下部のタブにある「Pre-consented Waste Details」を開く。
3. ここに全ての企業名が記載されているので、該当企業名を探す。
4. 該当企業名の Recovery facility code を確認し、本書に記載する。
5. 本データベースにおいては廃棄物のコード及び名称 (Waste code and name) により、同一企業名であっても複数掲載されているので、輸出対象の廃棄物のコード及び名称が (Waste code and name) に記載されていることを確認して上記に記載すること。

(注) なお、社名変更等により、本データベースの企業名と現行の企業名が異なる場合は、社名変更等の事実関係が確認できる資料 (例: ニュースリリース等) を添付すること。

(参考 4-8) 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物処理法の輸出許可を得る旨の確認証(逆有償になる可能性がある取引の場合に限る)



○年○月○日

環境大臣 殿

- 当該取引の責任者名が記載されているか

〒○○○-○○○○

住所 ○○県○○市○○

社名 ○○株式会社

責任者名 ○○部長 ○○○○

社印

市況変動により逆有償取引となる場合の対応について

下記の輸入国当局からの通告案件に係る特定有害廃棄物等の輸出について、市況の変動により輸出時の取引価格が逆有償となる場合には、取引を見合わせます。

- 廃棄物処理法に基づく輸出許可の取得が可能な場合には、その旨でも可。

輸出者： ○○株式会社
輸出国： ○○共和国
輸入者： ○○Co., Ltd.
対象貨物： 使用済み○○ (※申請に記載の英文で可)
輸出数量： 計○○kg/トン
申請日： ○年○月○日

- どの輸出承認申請案件に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されているか
- 各項目の内容は申請内容と整合しているか

(参考 4-9)再輸入等に要する費用に係る見積書 (様式)

再輸入等に要する費用に係る見積書

住所
会社名
役職
氏名 印

申請する貨物について、再輸入等を確実に実施するために要する費用は、下記のとおりです。

記

資力保証の金額 (FG)	◎◎◎◎◎◎円・・・①
運搬単価 (C_T) <見積書1参照>	〇〇〇〇〇〇円・・・②
処分単価 (C_{RD}) <見積書2参照>	●●●●●●円・・・③
保管単価 (C_S) <見積書3参照>	△△△△△△円・・・④
特定有害廃棄物の量 (Q) ※移動予定総数	▲▲▲▲▲▲トン・・・⑤

[①] = ([②] + [③] + [④]) × [⑤] × 1.2
◎◎◎◎◎◎円 = (〇〇〇〇〇〇円 + ●●●●●●円 + △△△△△△円) × ▲▲▲▲▲▲トン × 1.2

※以下記載不要

(注) 資力保証の総額の計算方法

$$FG = \frac{(C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F}{1}$$

FG: 資力保証の金額

C_T : 運搬単価 (輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価 (我が国処分施設での1トン当たりの処分費用。なお、処分単価がマイナス (有価物) の場合は、0として計算する。)

C_S : 保管単価 (輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用)

Q: 輸出特定有害廃棄物等の量 [トン]

F: 安全係数 (1.2)

(参考 4-10)再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類 (様式)

再輸入等に要する費用に係る資力を有することを証する書類

住所
会社名
役職
氏名 印

再輸入等に要する費用については、下記により確実に支払うことを誓約します。

記

1. 算出した見積額 ◎◎◎◎◎◎円
2. 上記費用は、当社の貸借計算書における(〇〇〇〇)により拠出

※以下記載不要

(注)

- ・◎◎◎◎◎◎円には、別途、算出した見積書の金額を記載する。
- ・(〇〇〇〇)には、以下のような内容を記載することが考えられる。

【例示】

- ①貸借対照表の純資産の項目(例えば利益準備金や任意積立金など当該費用の支払いに充てることができる資産)及び金額を記載する。
- ②貸借対照表の資産の項目(例えば流動資産の有価証券及び金額)を記載し、これを処分することによって資金調達の上拠出する旨記載する。
- ③貸借対照表の資産の項目(例えば固定資産の有形固定資産(土地や建物)及び金額)を記載し、これを担保に借入れを行うことによって資金調達の上拠出する旨記載する。

(参考 4-11) 香港向けのモニターの輸出であって、香港当局から必要な許可等を受けている旨の誓約確認証(様式)

誓約書

住所
会社名
役職
氏名 印

以下の取引については香港当局から必要な許可を受けていることを誓約します。

1. 香港当局の許可の内容

- (1) 許可年月日
- (2) 輸出者名
- (3) 輸入者名
- (4) 貨物の名称
- (5) 予定総移動量
- (6) 予定される移動の開始日及び終了日

2. 特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類の記載内容：別添のとおり

※以下記載不要

(注)

- ①香港当局の許可の内容について確認する書類が存在する場合にはその写しを添付願います。
- ②特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類は、香港向けモニターの輸出ごとに経済産業大臣に交付申請を行い、交付を受けなければなりません。移動書類の予定される記載内容について、別添様式に、輸出契約書、運搬契約書及びその他関係書類を基に必要事項を記載の上添付願います。

※移動書類の記載方法については、参考 6-2 を参照のこと。

別添

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

有害な廃棄物の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No 通知番号: _____		2. Serial/total number of shipments 貨物番号/総数: 申請時記載/申請時記載	
3. Exporter 輸送者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____	
5. Actual quantity 実際の数量: Tonnes(Mg) 申請時記載 m ³ :		6. Actual date of shipment 実際の移動日: 移動時記載	
7. Packaging 全てのこのごみの形態 Type(s) 形態: Special handling requirements 特殊取扱の要否: (2) Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>		Number of packages この包装: 申請時記載	
8.(a) 1 st Carrier 第一運送者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____		8.(b) 2 nd Carrier 第二運送者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: _____ Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____	8.(c) 3 rd Carrier 第三運送者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: _____ Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
Means of transport 運送手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運送を開始した日付: 引渡し時記載		Means of transport 運送手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運送を開始した日付: 引渡し時記載	Means of transport 運送手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運送を開始した日付: 引渡し時記載
Signature 署名: 引渡し時記載		Signature 署名: 引渡し時記載	Signature 署名: 引渡し時記載
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者-生産者 (2) Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____ Site of generation 発生場所 ⁽²⁾ :		12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 ⁽²⁾	
10. Disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 回収施設 <input type="checkbox"/> Registration No 登録番号: Name 名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____ Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 ⁽²⁾ :		13. Physical characteristics 物理特性 ⁽¹⁾ :	
11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コードD/R-code 分類コードR ⁽¹⁾ :		14. Waste identification 廃棄物の特定 (1) 引し必須コード(Required to state) 関連する分類記号欄に記入。+印は必須事項 (i) Basel Annex VII (if applicable) (2) / 7-1 (4) 条の別掲書 (注)は該当する場合は 別掲書 (注): (ii) OECD code (if different from (i) / OECD 分類コード (i)に該当しない場合): (iii) EC list of wastes EC 廃棄物一覧 (iv) National code in country of export 輸出国の国名による分類コード (v) National code in country of import 輸入国の国名による分類コード (vi) Other (specify) その他 (詳細を記述のこと): (vii) Ycode ⁽³⁾ 番号 (viii) Hcode ⁽³⁾ 番号 (注) (ix) UN class 国際連合分類区分: (x) UN Number 国際連合番号 (xi) UN shipping name 国際連合品名 (xii) Customs code(注) (4) 輸出入統計品目	
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 上記の情報正確なる限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金融的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 Name 氏名/名称: _____ Date 日付: _____ Signature 署名: _____			
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の過程で必要となる追加情報が要求された場合の使用			
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合):		Date 日付: _____ Name 氏名/名称: _____ Signature 署名: _____	
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄			
18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 回収施設 <input type="checkbox"/> Date of reception 引渡しを受けた日付: _____ Accepted 受入 <input type="checkbox"/> Rejected 拒却 <input type="checkbox"/> Immediately correct/completed author's (注) 署名のある条項に適用すること Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): _____ m ³ : _____ Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分/回収の方法 ⁽¹⁾ :		19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記述した廃棄物について適切に処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び捺印:	
Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:			

(1) See list of abbreviations and codes on the next page. 次のページの略称及び分類記号一覧を参照すること。
(2) Attach details if necessary. 必要な場合は詳細を添付すること。
(3) If more than 3 carriers, attach information as required in block 8 (a, b, c). 運送者が3社より多い場合は、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。
(4) Required by the Basel Convention and OECD. 加国(国)向け輸出の必要事項。
(5) Attach list if more than one. 複数の場合、一覧を添付すること。

V. 通告内容の変更に係る手続き

外為法に基づく輸出承認申請を経済産業省で受理した後、環境省から相手国（輸出の相手国及び通過国）当局に別紙様式（通告書）（輸出契約書等の添付書類を含む。以下本章において同様。）を添付した輸出に係る通告が送付されます。取引内容の変更等の理由により、相手国に送付される通告書の内容について変更や修正が必要となる場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

環境省が相手国当局に通告書を送付する前の場合

輸出承認申請後、環境省から相手国当局に通告書を送付する前の段階で別紙様式の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正後の書類を経済産業省に提出してください。変更・修正後の書類は環境省にも共有され、同省はその内容に基づき相手国当局に通告書の送付を行います。

環境省が相手国当局に通告書を送付した後の場合

環境省から相手国当局に通告書を送付した後、当該通告書の内容に変更が必要となった場合には、変更・修正の内容と手続きを行う時点に応じて、以下のとおり手続きを行ってください。

（１）相手国当局からの輸入等の同意回答が環境省で受領される前の場合

①スペルミス等の軽微な誤記の修正を行う場合

誤記があった項目と修正前後の内容が明記された書類（様式は参考 5-1 参照）及び修正理由を示す書類を環境省に提出してください。修正の内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局にメール等で連絡します。

②通告書の各欄の一部項目に係る事実関係の修正・更新を行う場合

①以外の、下記の例のような場合にも、①と同様に、輸出者等は、環境省に、修正が必要な項目、修正前後の内容及び修正理由を明記した書類及び修正理由を示す書類を提出してください（様式は参考 5-2 参照）。修正内容は、経済産業省に共有されるとともに、必要に応じて、環境省から相手国当局に、書面により連絡します。なお、運搬経路の変更が生じ通過国の追加があった場合には、追加された通過国には変更後の通告関係書類一式を環境省から当該国へ送付し、通過国の承認を得る必要があります。

（例）

- ・輸出者、発生者の担当者（Contact person）やその電話番号に変更があった
- ・輸出者等の合併等を伴わない単なる商号変更があった
- ・銀行保証等の金銭的保証の負担者変更等があった

なお、この②手続きの対象となる範囲には、バーゼル条約や OECD 理事会決定を踏まえ、次のような場合は含まれません。これらの場合には、下記③に沿って対応をお願いします。

※対象とならない場合の例（下記③に沿った対応が必要）

- ・ 輸出者・輸入者、発生者（発生工程）または処分施設が変わる場合
- ・ 輸出する貨物（有害性が異なる場合を含む）や数量、予定総移動回数が変わる場合

③①及び②以外の場合

変更が必要な別紙様式の項目に応じて、対応可否は下表のとおりとなります。

「輸出者の書類提出による対応可否」の欄が「可」とされている項目については、①及び②と同様に、変更箇所、旧記載内容、新記載内容及び理由が明記された書類（様式は参考 5-2 参照）及び修正理由を示す書類を環境省に提出してください。当該変更の内容は環境省から相手国当局に書面により送付します。

同欄が「不可」とされている項目について変更したい場合は、原則変更後の内容に基づき新たに（再度）相手国に対し環境省から通告書類一式を送付することとなります。

番号	項目	輸出者の書類提出による対応可否
1	輸出者	不可（注1）
2	輸入者	不可（注1）
3	通告番号	（当局使用欄）
	A 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別	不可
	B 処分／回収の別	不可
	C 事前承認が与えられている施設への該非	不可
4	予定総移動回数	不可
5	予定総移動量	不可
6	予定運搬期間	不可
7	全てのこん包の形態	可
8	予定されている全ての運搬者（注2）	可
9	全ての発生者	不可
10	処分施設	不可
11	全ての処分又は回収作業	不可
12	廃棄物の名称及び組成	不可
13	物理的特性	不可
14	廃棄物の同定	不可
15	(a)関係国、(b)該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c)特定の入出国地点（国境検問所又は港）（注3）	通過国に係る情報に限り可
16	入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）（注4）	（欧州当局使用欄）
17	輸出者及び発生者による申告	不可
18	添付資料の数	可
—	輸出者と処分者間の契約に関する情報（契約書等）	不可
—	保険に関する情報（注5）	可

（注釈）

注1 上記（1）②の範囲となる情報の更新等と判断される場合を除く

注2 OECD加盟国向け輸出で運搬者の変更の場合は、当該変更で追加される運搬者に係る契約書の提出が必要となる。

注3 OECD加盟国の輸出港、輸入港の変更に限り可。

注4 欧州連合加盟国向けの輸出入の場合に限り欧州当局で使用される欄

注5 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報

（2）相手国当局からの輸入等に係る同意回答を環境省で受領した後の場合

変更箇所、旧記載内容、新記載内容及び理由が明記された書類（様式は参考5-2参照）及び修正理由を示す書類を輸出者から経済産業省に提出してください。

輸出承認証に記載された内容を訂正（変更）する必要がある場合は、上記の手續に加え、経済産業省に「輸出内容等訂正（変更）願」を提出し、承認を得なければなりません。

提出された書類は、環境省から相手国当局に対して、当該変更・修正内容だけでなく、新たな輸出に係る通告として通告書類一式を送付します。相手国当局から輸入等への同意回答を環境省で受領した場合には、変更が承認されます。

また輸出者、輸入者、発生者、運搬者の各者の住所、担当者（Contact person）、電話番号に変更があった場合、原則輸入国当局への変更連絡は輸出者が輸入者を通じて行ってください。輸出者は、輸入者が変更連絡を行った内容を経済産業省・環境省に報告して下さい（様式は参考 5-3 参照）。

なお、本手続きは、通過国があり複数の相手国当局がある場合においては、一つ以上の相手国当局から同意回答があった場合に適用されます。

提出先

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

電 話：03-3501-1659（直通）

F A X：03-3501-0997

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

電 話：03-5501-3157（直通）

F A X：03-3593-8264

電子メール：env-basel@env.go.jp



参考5-1：通告内容の変更連絡

EX 番号

変更箇所	旧	新	変更理由

※通告書の Box の番号順に記載すること。

※必要に応じて行を追加すること。

※環境省担当官あてに送付する電子メールに添付する際は PDF ファイルに変換すること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

担当者役職・氏名

連絡先



参考5-2： 通告内容の変更連絡

平成●年●月●日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇
社名 〇〇株式会社
責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

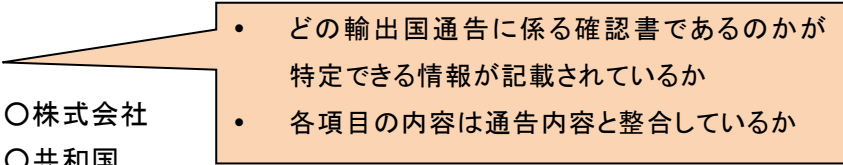


越境移動に関する情報の変更について

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸出国からの通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして、変更がありましたので、本書面にて御連絡申し上げます。

1. 通告の概要

輸出者： 〇〇株式会社
輸入国： 〇〇共和国
輸入者： 〇〇Co., Ltd.
対象貨物： 使用済み〇〇（※別紙様式に記入の英文での記載可）
輸入数量： 計〇〇kg／トン
承認申請日： 〇年〇月〇日
通告番号： JPEX201〇〇〇〇〇



2. 変更の内容及びその理由

変更箇所	旧	新	理由
Box 1. Exporter - notifier Contact person	Kankyo MOE	Keizai METI	担当者の変更のため

※通告における Box の番号順に記載。必要に応じて行を追加すること。

参考5-3：通告内容の変更連絡（報告）

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

〒
住 所
社 名
責任者名 印

越境移動に関する情報の変更について（報告）

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく輸出国からの通告の際に提供された越境移動に関する情報につきまして変更があり、輸入者から輸入国当局に対し変更の連絡を行いましたので、本書面にて報告します。

1. 通告の概要

輸 出 者 :
輸 入 国 :
輸 入 者 :
対 象 貨 物 :
輸 出 数 量 :
輸 出 承 認 日 :
通 告 番 号 :

2. 変更の内容及びその理由

変 更 箇 所	旧	新	理 由

※通告における Boxの番号順に記載。必要に応じて行を追加すること。

（以下記載不要）

- ・輸出者、輸入者、発生者、運搬者の各者の住所、担当者（Contact person）、電話番号、FAX号、Eメールアドレスに変更があった場合、輸入国当局への変更連絡は輸出者が輸入者を通じて行い、変更内容を本様式書類で報告してください。

輸 出 内 容 等 訂 正 (変 更) 願

経 済 産 業 大 臣
_____税関長 殿

原許可又は承認番号_____

申 請 者

記名押印
又は署名_____申請年月日_____

住 所_____電 話 番 号_____

次の〔輸出許可証〕の訂正又は変更を申請します。
〔輸出承認証〕

原許可、原承認の内容	訂正（変更）の内容

理 由 _____

※ 許可・承認又は不許可・不承認

この申請は

許可する。
許可しない。
承認する。
承認しない。

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

VI. 輸出移動書類の交付申請及びその携帯と処分完了の通知

バーゼル条約では、有害廃棄物等の移動に移動書類を携帯することが義務付けられています。移動書類は輸出から、輸入国の処分・回収施設まで、当該廃棄物等の引き渡しとともに受け渡され、処分・回収作業が完了するまで携帯されます。

輸出者は、貨物を実際に輸出しようとするときは、バーゼル法第5条第1項の規定に基づき、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

輸出移動書類は輸出承認が行われるときに交付されます。しかし、移動回数が一回ではなく複数回にわたるものとして輸出承認の申請を行い、輸出承認が行われた場合、輸出承認が行われるときに交付される輸出移動書類は第1回目の移動に係るものだけです。このため、第2回目以降の移動を行おうとする場合は、移動を行おうとする毎に輸出移動書類の交付を受けなければなりません。

輸出移動書類の交付申請に必要な書類は以下のとおりです。なお、輸出移動書類の交付申請書の内容と相手国に通告した内容（輸出承認申請の内容）が一致する場合に限り、輸出移動書類が交付されます。

(1) 輸出移動書類交付申請書（様式第1） [2通]（参考6-1から6-3参照）

(2) 輸出移動書類交付申請書（別紙） [2通]（参考6-1から6-3参照）

(3) 輸出移動書類交付申請書の添付書類 [2通]

* 添付書類がある場合のみ

(4) その他必要な書類

* 例えば、次の書類が必要となる場合があります。（これ以外の書類が必要となることもありますので、御協力ください。）

・ 輸出承認証の写し（裏面を含む） [1通]（NACCS申請案件は不要）

(4) 手数料 12,000円（収入印紙）

* 上記（1）の書類のうち、1通の余白に貼付してください。

処分完了等の報告について

特定有害廃棄物等の輸出者には、特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めることが求められます。このため、輸入者に対して、バーゼル条約又はOECD理事会決定において回収施設に義務付けられた、特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を輸出者及びバーゼル条約の日本における権限のある当局である環境省へ送付するよう働きかけてください。

輸出移動書類の交付申請に必要な書類の様式

(参考 6-1) 輸出移動書類交付申請書 (様式)

様式第 1 (第 1 条関係)

輸 出 移 動 書 類 交 付 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

※交付番号	
※交付年月日	

申 請 者
記名押印
又は署名 _____ 申請年月日 _____

住 所 _____ 電 話 番 号 _____

次の輸出の承認に係る特定有害廃棄物等について、輸出移動書類の交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令第 1 条第 1 項の規定により、別紙を添えて申請します。
なお、本輸出移動書類交付申請の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

輸出承認番号 _____ 輸出承認の日付 _____

※ 交付又は不交付
この輸出移動書類交付申請は、輸出の承認の内容と一致する ため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
しない
関する法律第 5 条第 1 項の規定により輸出移動書類を交付する。
しない。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

記入上の注意事項

1. ※印の欄は、記入しないでください。
2. 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とします。
3. 別紙は、英語表記のみでも可とします。

別紙 **Movement document for transboundary movements/shipments of waste**

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No 通告番号:		2. Serial/total number of shipments / 移動番号/総回数:	
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity 実際の運搬量: Tonnes(Mg): m ³ :		6. Actual date of shipment 実際の移動日:	
7. Packaging 全てのこの包の形態 Type(s) ⁽¹⁾ 形態: Number of packages この包数: Special handling requirements 特別な取扱の指示: ⁽²⁾ Yes: <input type="checkbox"/> No: <input type="checkbox"/>			
8.(a) 1st Carrier ⁽³⁾ 第一運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:		8.(b) 2nd Carrier 第二運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
8.(c) 3rd Carrier 第三運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:			
More than 3 carriers 運搬者が3者より多い場合 ⁽²⁾ <input type="checkbox"/>			
Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 /運搬を開始した日付: Signature 署名:		Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 /運搬を開始した日付: Signature 署名:	
Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 /運搬を開始した日付: Signature 署名:		Means of transport 運搬手段 ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付 /運搬を開始した日付: Signature 署名:	
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者-生産者 ⁽⁵⁾ : Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 ⁽²⁾ :		12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 ⁽²⁾ :	
		13. Physical characteristics 物理的特性 ⁽¹⁾ :	
		14. Waste identification 廃棄物の同定 (fill in relevant codes)*(required to state) 関連する分類記号欄に記入 *印は必須事項 (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)* パーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX):	

10. Disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 又は 回収施設 <input type="checkbox"/> Registration No 登録番号: Name 施設名: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 ⁽²⁾ :	(ii) OECD code (if different from (i))* OECD 分類コード ((i)に該当しない場合): (iii) EC list of wastes EC 廃棄物一覧: (iv) National code in country of export 輸出国の法規による分類コード: (v) National code in country of import: 輸入国の法規による分類コード: (vi) Other (specify) その他 (明細を記述のこと): (vii) Y-code* Y 番号: (viii) H-code*H 番号 ⁽¹⁾ : (ix) UN class 国際連合分類区分 ⁽¹⁾ : (x) UN Number 国際連合番号: (xi) UN Shipping name 国際連合品名: (xii) Customs code(s) (HS) * 輸出入統計品目:
11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コード D / R-code 分類コード R ⁽¹⁾ :	
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's⁽⁴⁾ declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned. 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。 Name 氏名/名称: _____ Date 日付: _____ Signature 署名: _____	
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄	
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): Date 日付: _____ Name 氏名/名称: _____ Signature 署名: _____ 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合)	
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄	
18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 又は回収施設 <input type="checkbox"/> Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 受入 <input type="checkbox"/> Rejected 拒否*: <input type="checkbox"/> <i>immediately contact competent authorities*ただちに権限のある当局に連絡すること</i> Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): _____ m ³ : _____ Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分の方法 ⁽¹⁾ : Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:	19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び押印:

(1) See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。

(2) Attach details if necessary 必要な場合詳細を添付すること。

(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c). 運搬者が3社より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

- (4) Required by the Basel Convention 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項。
 (5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)			
20. Country of export - dispatch or customs office of exit		21. Country of import - destination or customs office of entry	
The waste described in this movement document left the country on:		The waste described in this movement document entered the country on:	
Signature:		Signature:	
Stamp:		Stamp:	
22. Stamps of customs offices of transit countries			
Name of country: Entry:		Name of country: Entry:	
Exit:		Exit:	
Name of country: Entry:		Name of country: Entry:	
Exit:		Exit:	

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第 11 欄)

- D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
- D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿)
- D10 Incineration on land 陸上における焼却
- D11 Incineration at sea 海洋における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第 11 欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用 (直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及び OECD 決定) - 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の精製又はその他の再利用

- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
 R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1からR10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
 R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
 R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第7欄)

1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrican ジェリー缶 4. Box 箱 5. Bag 袋
 6. Composite packaging 混合こん包 7. Pressure receptacle 圧縮容器 8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運搬輸送手段 (第8欄)

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第13欄)

- 1 Powdery / powder. 粉状又は粉 2 Solid. 固体状 3. Viscous / paste 高粘着性/糊状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状
 6. Gaseous ガス状 7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H番号及び国際連合分類区分 (第14欄)

UN class H-code Characteristics 特性

1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	Oxidizing 酸化性
5.2	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物
6.1	H6.1	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
6.2	H6.2	Infectious substances 病毒をうつしやすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H11	Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性)
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分した後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第14欄) に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及びY番号については、OECD及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

(参考 6-2) 輸出移動書類作成のための説明書

< 記入上の注意点 >

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。原本を2部提出すること。

日付は6桁の表記を用いること。例えば、2018年10月1日は01.10.18（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1欄～第16欄は、輸出者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一法人に属する代理の者）が記入する。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

< 各欄の記入要領 >

第1欄：通告番号は、輸出承認時に経済産業省から告知される番号を記入すること。

第2欄：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4/11」と記入）。移動が1回のみの場合の場合は、1/1と記入する。

第3欄及び第4欄：輸出者及び輸入者について、通告書の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

第5欄：運搬する実際の特有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

第6欄：本欄は申請時ではなく、関税法第67条に規定する輸出の許可を受けた後、実際に

移動を開始した日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内でなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内のみ移動を行うことができる。

第7欄：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

第8欄(a)、(b)及び(c)：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）、及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が3者より多い場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。貨物の連続する輸送それぞれについて、新規の運搬者が同じ要請に従うとともに、書類への署名も行わなければならない。

第9欄：発生者に関して、通告書の第9欄に記載された情報を記入すること。

第10欄及び第11欄：通告書の第10欄及び第11欄に記載された情報を記入すること。処分者が輸入者でもある場合、第10欄に「SAME AS BLOCK 4」（第4欄に同じ）と記入すること。

第12欄、第13欄及び第14欄：通告書の第12、13及び14欄に記載された情報を記入すること。

第15欄：輸出者は、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。

第16欄：越境移動の関係者が追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

第17欄：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記入すること。

第18欄：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入し署名を行うための欄である。処分者は、バーゼル条約等の国際的取決めにに基づき、当該署名

入りの移動書類の写しを輸出者及び輸出国等の権限のある当局に遅滞なく送付しなければならない（※）。我が国当局（環境省）に対する連絡は、第 19 欄に記載されている FAX 番号もしくは電子メールアドレス宛てに、署名入りの移動書類の写しを送付することとしている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が保有することになる。

※ OECD 加盟国向けの輸出の場合は、貨物を受領してから 3 営業日以内に、輸出国、輸入国及び通過国の権限ある当局宛に送付しなければならないこととされている。

第 19 欄：処分者が、特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する欄。OECD 加盟国向けの輸出の場合、処分者は、署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局（環境省）に送付することとされている。また、この送付は、処分又は回収完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこととされている。輸出者は、上記手続きを遵守するように処分者に求めること。

第 20、21 及び 22 欄：本欄は空欄にしておくこと。

[よくある質問] 輸出移動書類の第 8 欄には何を記載するのでしょうか。全ての運搬者を記入しなければならないのでしょうか。

[回答] 予定される全ての運搬者の情報を記載しなければなりません。

ただし、運搬手段（Means of transport）、移動日（Date of receipt/transfer）及び署名の欄については、移動書類の交付申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人が記入する必要があります。

運搬者が 3 者以内の場合は、この欄に直接記載ください。

運搬者が 3 者より多い場合は、「More than 3 carriers」にチェックするとともに、「8.(a) 第一運搬者（1st Carrier）」欄に「SEE ATTACHED SHEET NO.×」と記入して、全ての運搬者の情報を、一覧様式（参考 6-3）に記載ください（通告書添付の ATTACHED SHEET は使用しないでください）。

(参考 6-3) 一覧様式

ATTACHED SHEET NO.

8.(a) 1st Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(b) 2nd Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(c) 3rd Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:
8.(d) 4th Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(e) 5th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(f) 6th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:
8.(g) 7th Carrier ⁽³⁾: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(h) 8th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:	8.(i) 9th Carrier: Registration No: Name: Address: Contact person: Tel: Fax: E-mail:
Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:	Means of transport ⁽¹⁾ : Date of receipt/transfer: Signature:

Ⅶ. その他各種手続き

輸出移動書類の交付を受けた者は、次の場合には、遅滞なく、以下に記載する様式を利用して経済産業大臣及び環境大臣に届け出る必要があります。

1 交付された輸出移動書類を汚損又は紛失した場合

なお、汚損又は紛失した輸出移動書類については、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができます。ただし、輸出移動書類の再交付を受けた後、紛失した輸出移動書類を見つけた場合には、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出る必要があります。

2 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき

3 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき

各種届出の様式と記入例

(参考 7-1) 輸出移動書類にかかる届出書 (様式及び記入例)

様式第 1 (第 4 条関係)

<p>輸出移動書類に係る届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>経済産業大臣 環境大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 氏名又は名称及び 代表者の氏名 : 印 住所又は所在地 :</p> <p style="text-align: right;">連絡責任者氏名 : 電話番号 : FAX番号 : e-mail :</p> <p>輸出特定有害廃棄物等 { の輸出を行わないこととなった の運搬を行わないこととなった } ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規 を失った</p> <p>制に関する法律第 7 条の規定により、輸出移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。</p>	
<p>輸出移動書類の交付を受けた番号及び 日付</p>	<p>交付番号 : 交付年月日: 年 月 日</p>
<p>輸出特定有害廃棄物等 { の輸出を行わないこととなった の運搬を行わないこととなった } を失った 理由</p>	
<p>輸出特定有害廃棄物等に関する今後 の計画</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1 (第4条関係)

サンプル

輸出移動書類に係る届出書

2015年 9月 1日

環境大臣
経済産業大臣 殿

届出者

氏名又は名称及び 〇〇〇〇株式会社
代表者の氏名 : 〇〇 〇〇 印
住所又は所在地 : 東京都千代田区霞が関1-3-1

連絡責任者氏名 : △△ △△
電話番号 : ××-××××-××××
FAX番号 : ××-××××-××××
e-mail : 〇〇〇〇@〇〇〇〇

該当しない項目に、二重線
(「=」) を記入下さい

輸出特定有害廃棄物等
を { の輸出を行わないこととなった
の運搬を行わないこととなった
失 っ た } ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規

制に関する法律第7条の規定により、輸出移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸出移動書類の交付を受けた番号及び 日付	交付番号 : 交付年月日: 年 月 日
輸出特定有害廃棄物等 理由 { の輸出を行わないこととなった の運搬を行わないこととなった を 失 っ た }	左欄に該当しない項目に二重線(「=」)を、右欄に「届 け出る理由」を記入ください。 今後の特定有害廃棄物等の輸出計画 (予定)を記入下さい。
輸出特定有害廃棄物等に関する今後 の計画	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考 7-2) 輸出移動書類の汚損/紛失に関する届出書 (様式)

様式第 2 (第 2 条関係)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

移動書類の汚損/紛失に関する届出書
 輸出移動書類の紛失
 輸入移動書類

年 月 日

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」を二重線で消してください。

氏名又は名称
 住所又は所在地
 法人にあってはその代表者の氏名 ⑤
 担当者名
 電話番号 ()

移動書類が汚損されたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
 下記の輸出移動書類が失われたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
 輸入移動書類

関する法律 第 5 条第 3 項
 第 9 条第 2 項 (法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。)

の規定により届け出ます。

記

輸出移動書類の交付番号 輸入	
輸出移動書類の交付年月日 輸入	年 月 日
輸出移動書類が汚染された年月日 輸入移動書類が失われた	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 (3) 輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が輸入する当該特定有害廃棄物等に係る移動書類が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
 (4) 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 (5) 移動書類の汚染、紛失については、交付番号、交付年月日については、記載の必要はないものとする。

(参考 7-3) 輸出移動書類の再交付に関する申請書 (様式)

様式第 3 (第 2 条関係)

※整理番号	
※再交付番号	
※再交付年月日	年 月 日

輸出
輸入 移動書類の再交付に関する申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称
住所又は所在地
法人にあってはその代表者の氏名
担当者名
電話番号 ()

㊟

下記の輸出
輸入 移動書類の再交付を受けたいので、特定有害廃棄物等の輸出入等の
規制に関する法律 第 5 条第 3 項
第 9 条第 2 項の規定により申請します。

記

輸出 輸入 移動書類の交付番号	
輸出 輸入 移動書類の交付年月日	年 月 日
輸出 輸入 移動書類が汚損された年月日 失われた	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 (3) 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考 7-4) 輸出移動書類の回復に関する届出書 (様式)

様式第 4 (第 3 条関係)

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

移動書類
 輸出移動書類の回復に関する届出書
 輸入移動書類

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称
 住所又は所在地
 届出者 法人にあってはその代表者の氏名 ⑥
 担当者名
 電話番号 ()

移動書類
 下記の輸出移動書類を回復したので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
 輸入移動書類

関する法律 第 5 条第 4 項
 第 9 条第 3 項 (法第 16 条において読み替えて準用する場合を含む。)

の規定により届け出ます。

記

移動書類は認定制度の認定事業者の方の場合のみですので、「移動書類」及び「第 9 条第 3 項」を二重線で消してください。

輸出 輸入 移動書類の交付番号	
輸出 輸入 移動書類の交付年月日	年 月 日
輸出 輸入 移動書類の再交付を受けた年月日	年 月 日
輸出 輸入 移動書類を回復した年月日 移動書類	年 月 日

- 注 (1) ※印欄は、記入しないでください。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 (3) 本届出には、回復した輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
 (4) 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 (5) 移動書類の回復の際には、交付番号、交付年月日、再交付を受けた年月日については記載の必要がないものとする。

Ⅷ. お問い合わせ先

お問い合わせ 各章の内容に関するお問い合わせ等は、それぞれ下記までお願いします。

	経済産業省		環境省	その他の機関等
	貿易管理部 貿易審査課	産業技術環境局 資源循環経済課	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課	
I. バーゼル法の制度・規制対象物		○	○	
II. 事前相談について				
相談窓口		○		○（注1）
制度のお問い合わせ		○	○	○（注2）
III. 輸出の手続きの概要	○	○	○	
IV. 外為法の輸出承認				
申請窓口	○			
V. 通告内容の変更について				
提出先	○		○	
VI. 輸出移動書類				
交付申請窓口	○			
VII. その他各種手続き				
提出先	○			
Ⅲ～Ⅶに関する制度のお問い合わせ（共通）	○	○	○	

注1：地方環境事務所及び経済産業省業務委託先（平成30年度は一般財団法人日本環境衛生センター）。事前相談の窓口の詳細については、本章の「事前相談の窓口・相談方法について」をご覧ください。

注2：地方環境事務所のみが対象です。

連絡先・所在地

○各担当部署の連絡先は、次のとおりです。

【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査担当

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電 話：03-3501-1659（直通）
F A X：03-3501-0997

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電 話：03-3501-4978
F A X：03-3501-9489
電子メール：basel@meti.go.jp

【環境省】

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話：03-5501-3157（直通）
F A X：03-3593-8264
電子メール：env-basel@env.go.jp

地方環境事務所

- 北海道
〒060-0808 札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階
北海道地方環境事務所
（電話）011-299-1952
（FAX）011-736-1234
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階
東北地方環境事務所
（電話）022-722-2871
（FAX）022-724-4311
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県
〒330-6018 さいたま市中央区新都心1-1-2
明治安田生命さいたま新都心ビル18階
関東地方環境事務所
（電話）048-600-0814
（FAX）048-600-0521
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
中部地方環境事務所
（電話）052-955-2132
（FAX）052-951-8889

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

近畿地方環境事務所
(電話) 06-4792-0702
(FAX) 06-4790-2800

- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
中国四国地方環境事務所
(電話) 086-223-1584
(FAX) 086-224-2081
- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
〒760-0019 香川県高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎南館2階
四国事務所
(電話) 087-811-7240
(FAX) 087-822-6203
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
〒860-0047 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階
九州地方環境事務所
(電話) 096-322-2410
(FAX) 096-322-2466

関連ウェブサイト

環境省：廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入に関するページ
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/>

経済産業省 特定有害廃棄物等の輸出入管理のページ
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/

事前相談の窓口・相談方法について

(1) 相談窓口

輸出入する貨物の内容に応じて、以下のいずれかの機関でご相談を受け付けています。

経済産業省（委託先である一般財団法人日本環境衛生センター（平成30年4月時点）を含む）では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできませんので、廃棄物の該非については、環境省の地方環境事務所にご相談ください。地方環境事務所にご相談の際には、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所にお問い合わせください。

なお、お問い合わせは、各機関の業務日の業務開始時間から、終了時間の概ね1時間前まで（個別にお知らせする場合は、その時間内）に限らせていただきます。

相談内容 (貨物内容)	相談先（管轄区域）	連絡先
バーゼル法・廃棄物 処理法	北海道地方環境事務所 (北海道)	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1 札幌第1 合同庁舎3階 (電話) 011-299-1952 (FAX) 011-736-1234

		(電子メール) REO-HOKKAIDO@env. go. jp
	東北地方環境事務所 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階 (電話) 022-722-2871 (FAX) 022-724-4311 (電子メール) REO-TOHOKU@env. go. jp
	関東地方環境事務所 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県)	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階 (電話) 048-600-0814 (FAX) 048-600-0517 (電子メール) HAIRI-KANTO@env. go. jp
	中部地方環境事務所 (富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 1階 (電話) 052-955-2132 (FAX) 052-951-8889 (電子メール) REO-CHUBU@env. go. jp
	近畿地方環境事務所 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階 (電話) 06-4792-0702 (FAX) 06-4790-2800 (電子メール) REO-KINKI@env. go. jp
	中国四国地方環境事務所 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 (電話) 086-223-1584 (FAX) 086-224-2081 (電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp
	// 四国事務所 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階 (電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203 (電子メール) MOE-TAKAMATSU@env. go. jp
	九州地方環境事務所 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎B棟4階 (電話) 096-322-2410 (FAX) 096-322-2466 (電子メール) REO-KYUSHU@env. go. jp
バーゼル法のみ		

メタルスクラップ(注1)、プラスチックスクラップ(注2)、使用済みバッテリー、使用済み遊技機、触媒及び中古品(家電・自動車部品等)	一般財団法人 日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 (電話) 044-288-4941 (FAX) 044-288-4946 (電子メール) basel@jesc.or.jp
上記以外	経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 (電話) 03-3501-4978 (FAX) 03-3501-9489 (電子メール) basel@meti.go.jp

注1：メタルスクラップとは、鉄、アルミ、銅等の単体金属（合金を含む）及びこれら複合されたミックスメタルで、自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。

注2：プラスチックスクラップとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等。

(2) バーゼル法関連簡易該非判断システム

事前相談を依頼する前に、バーゼル法の規制対象物となるか否かの目安となる判定を行うことができる該非判断システムを経済産業省Webサイトに掲載しています。こちらもご活用ください。

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/bsimple_judgmentsys/confirm.html

(3) 相談方法等

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、上述の相談窓口へ郵送又はFAXにより事前に送付の上、ご相談ください。

送付された場合は、その旨、送付した相談窓口へ電話にてご連絡ください。ご連絡がない場合は、原則として事前相談を受け付けませんので、ご注意ください。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行ってください。

事前相談のほか、次の資料又はその写しの提出をお願いしています。

<基本的に提出が必須のもの>

- ① インボイス（管理システムは、このインボイス番号で管理されています。）
- ② 輸出入契約書
- ③ 国内取引伝票（請求書、領収書等）
- ④ 貨物全体の写真（異なる貨物や種類が異なる物は、それごとの写真で鮮明なもの。）

<必要に応じて提出いただくもの>

- ⑤ 成分分析表
- ⑥ 分析サンプルの写真
- ⑦ 企業概要
- ⑧ その他

事前相談をお受けした場合にも、質問をし、必要な追加書類の提出をお願いする場合があります。

り、相談の助言には、ある程度の日数を要します。時間的な余裕をもって、ご相談ください。ご相談日にインボイス番号が確定していない場合もあり得ますが、この場合、相談窓口にお問い合わせください。

<インターネットによる受付>

平成 29 年度より、オンラインによる事前相談も受け付けています。オンライン受付は以下のホームページから手続きを行ってください。

<事前相談オンライン受付>

<https://basel-jizensoudan.env.go.jp/online/index.php>

参考：（一財）日本環境衛生センターの場合

提出書類の不足等がない場合やセンターからの質問に対し回答をいただいた場合、ご相談を受けた日（質問の回答を得た日）の次の業務日までに助言するよう努めています。管理システムには、その助言した日の次の業務日の午前中に登録するよう努力しています。なお、税関申告予定日（当日）のご相談は、基本的にお受けできません。

地方環境事務所、経済産業省の場合

両省では、（一財）日本環境衛生センターで受け付けている貨物以外の、比較的、該非判断が難しい貨物等のご相談を受け付けており、確認させていただく点が多いことから、審査にあたり日数を要することにご留意ください。（貨物の内容によっては、環境省（本省）と経済産業省で調整、協議するものもあります。）

なお、事前相談の助言は、先述（第 2 章参照）したとおり、口頭でいたします。また、ご提出いただいた資料は、原則返却いたしません。

経済産業省の当該事前相談に係る委託事業は、年度が変わると受託者が変更となる場合がありますので、ご注意ください。（平成 30 年度：（一財）日本環境衛生センター）

◆手続き関係法規

○特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律（抜粋）

（平成四年十二月十六日法律第百八号）

（輸出の承認）

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染（以下単に「環境の汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

（輸出移動書類の交付等）

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

（輸出特定有害廃棄物等の運搬）

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十七条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。
- 二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(手数料)

第二十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 輸出移動書類の交付を受けようとする者
- 二 輸出移動書類の再交付を受けようとする者
- 三 輸入移動書類の交付を受けようとする者
- 四 輸入移動書類の再交付を受けようとする者
- 五 輸入移動書類の書換えを受けようとする者
- 六 第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 七 第十四条第五項の認定を受けようとする者
- 八 第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 九 第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者
- 十 第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（抜粋）

（平成五年九月三日政令第二百八十二号）

(手数料)

第十五条 法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の第四欄に定める金額）とする。

別表第四 （第十五条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元
六	第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千円	三万九千九百元
七	第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百	二万七千七百円

		円	
八	第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千円
十	第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（抜粋）

（平成五年十月七日総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

（経済産業省令、環境省令で定める地域）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める地域は、別表第一の中欄に掲げる地域とする。

（経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等）

第二条 法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等は、別表第一の中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる特定有害廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十条（同法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者が輸出をしようとする当該確認に係るもの及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第〇号）第五条に規定するものを除く。）とする。

（輸出移動書類に記載すべき事項）

第三条 法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

第四条 法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（輸入移動書類及び移動書類に記載すべき事項）

第五条 法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

2 法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

（輸入移動書類に係る届出）

第六条 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物処理法第二条第一項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第二による届出書により、第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

第七条 輸入移動書類の交付を受けた者等が法第十二条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合、又は再生利用等目的輸入事業者等が移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行わないこととなったとき若しくは移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったときは、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

(通知)

第八条 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類（この条において「輸入移動書類等」という。）に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

2 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類等に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類又は移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令 (平成五年十月七日通商産業省令第六十一号)

(輸出移動書類の交付)

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付しなければならない。

(輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請)

第二条 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2 法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

(紛失した輸出移動書類等の回復の届出)

第三条 法第五条第四項又は法第九条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

(輸入移動書類の交付)

第四条 法第九条第一項の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請について法第九条第一項の確認をしたときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類として申請者に交付しなければならない。

(輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出)

第五条 法第十条第四項の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

○特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項 5 第41号(5.12.14)

1 適用地域

適用地域は、全地域（南緯60度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の35の2の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第3条及び第5条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。))とする。

なお、バーゼル省令第2条に規定するもの及び仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第8条又は第9条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物については、同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）は承認を要しない。

3 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

（注）輸出しようとする貨物が上記2に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局資源循環経済課

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

(注) 下記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

① 共通事項

- イ 輸出承認申請理由書 1通（申請理由書様式によるもの）
- ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。）
- ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図 1通
- ホ 適用品目が廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1通
- ヘ 適用品目に係る輸出移動書類（申請書） 2通
- ト 別紙様式（通告書）に示す書類 1通（バーゼル省令第5条に規定するモニター（以下「モニター」という。）を香港に輸出する場合を除く。）
- チ その他必要と認められる書類

② 経済協力開発機構の加盟国（以下「OECD加盟国」という。）向けであって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注1）

- イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通
 - ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3）各1通
 - a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
 - b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類。
- <計算式>
- $$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$
- FG : 資力保証の金額
- C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

- C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）
 C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）
 Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
 F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

（注1）上記②には、条約附属書IV Bに掲げる処分作業に係る分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第II章D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）を50ppm（百万分率）以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

（注2）分析試験を行うものの場合は、上記ロの書類の提出を要しない。

（注3）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

③ OECD加盟国向けの場合であって、条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 各1通

ロ 申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3） 各1通

a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他書類

<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

C_S : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

F : 安全係数 (1. 2)

(※) 処分単価がマイナス (有価物) の場合は、0として計算する。

ハ 鉛蓄電池の処分 (鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。) に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類 (注2) (注4) 各1通

- a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- d) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
- e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
- f) 輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類
- g) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
- h) 輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図
- i) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- j) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
- k) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
- l) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
- m) 鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
- n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- o) その他必要と認められる書類

(注1) 上記③には、条約附属書IV Bに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm (百万分率) 以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
- d) 輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
- e) 輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
- f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条（同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④ 上記②又は③以外（OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであって上記②又は③以外のもの）の場合（注1）

イ 申請の理由に関する次の書類 各1通

- a) 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
- b) 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注2）（注3）各1通

- a) 資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
- b) 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類
 <計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価（輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用）

C_{RD} : 処分単価（我が国処分施設での1トン当たりの処分費用）（※）

- C_s : 保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用）
- Q : 輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
- F : 安全係数（1.2）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0として計算する。

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

ニ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注2）（注4）（注5） 1通

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
- f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
- g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
- h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
- i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
- k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
- l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
- m) 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
- n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- o) その他必要と認められる書類

ホ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類

各1通

- a) 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
- b) 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

(注1) 上記④には、OECD加盟国向けにあっては条約附属書ⅣAに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣA及びBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

(注2) 分析試験を行うためのもの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各1通提出すること。

- a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあつては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面
- b) 輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
- d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
- e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
- f) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
- g) その他必要と認められる書類

(注3) 輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。

(注4) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ニの書類の提出は不要とする。

(注5) モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。

4 輸出の承認

(1) 条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うもの(鉛蓄電池を除く。)のOECD加盟国向けの輸出承認(注1)

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が

次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

- ③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。

イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

- ④ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) 条約附属書IV Bに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）のOECD加盟国向けの輸出承認（注1）

当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、鉛蓄電池のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 鉛蓄電池の輸出について輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸出の相手国及びOECD加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

- ② 当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で

運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。

また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

- ③ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）
 - イ 輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
- ④ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑤ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(3) 上記(1)又は(2)以外(OECD非加盟国向け又はOECD加盟国向けであつて上記(1)又は(2)以外のもの。)の輸出の承認(注2)

当該申請が上記3に従つて行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑩までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記3(2)の①共通事項ホに該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。
- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。
- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。
- ④ 輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸出の相手国から確認を得ていること。

- ⑦ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）
- イ 輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ 香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。
- ⑩ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。
- (注1) 上記(1)及び(2)には、条約附属書IV Bに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるものを含む。
- (注2) 上記(3)には、OECD加盟国向けにあっては条約附属書IV Aに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、PCBを50ppm(百万分率)以上含むもの又は25キログラムを超えるもの、OECD非加盟国向けにあっては条約附属書IV A又はBに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

- 1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。